

シニアワーキングさっぽろ 2023 開催業務

企画提案実施要領

1 事業名

シニアワーキングさっぽろ 2023 開催業務

2 業務内容

「シニアワーキングさっぽろ 2023 開催業務」企画提案仕様書のとおり

3 事業者の選定

- (1) 事業を受託する事業者(以下「受託者」という。)は、企画提案(プロポーザル)方式により選定する。
- (2) 応募のあった事業者(団体等を含む。)の企画提案書を、「シニアワーキングさっぽろ 2023 開催業務」企画競争実施委員会(以下「実施委員会」という。)において審査のうえ(企画提案書の提出者が5者以上の場合は、書面審査を実施し上位4者を選定)、1者を選定する。

4 事業実施期間

契約締結日から2024年3月22日(金)まで

5 参加資格要件

この企画提案に応募できるのは、民間企業、NPO 法人、公益法人その他の法人及び法人以外の団体並びに個人(以下「企業等」という。)とする。また、次の全ての条件に該当する企業等のみ、応募することができる。

- (1) 札幌市内に活動拠点(本社または営業所等)を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 令和4年度札幌市競争入札参加資格者名簿登載者(申請中の者については、企画提案書の提出期限までに登録されていること)
- (5) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適合要件に該当しない者
- (6) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの)に該当しない者。または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係しない者
- (9) 政治団体(政治資金規正法第3条の規定によるもの)に該当しない者

- (10) 宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しない者
- (11) 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。
- (12) 複数企業による共同企業体（JV）での応募ではないこと。

6 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

7 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。申立ての提出先等は次のとおりとする。

(1) 提出先

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部雇用労働課
（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側）

(2) 受付時間

平日8時45分～17時15分

8 主なスケジュール

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| (1) 公 示 | 4月24日(月) |
| (2) 事業実施に関する質問受付 | 4月24日(月)～4月27日(木)※12時 |
| (3) 企画提案参加意思確認書の提出締切日 | 5月1日(月)※17時15分 |
| (4) 企画提案書の提出締切日 | 5月9日(火)※17時15分 |
| (5) 企画提案書の書面審査の実施 | 5月12日(金)※5者以上の場合に限り開催 |
| (6) 企画提案書のプレゼンテーションの実施 | 5月26日(金) |
| (7) 契約候補者の発表 | 5月29日(月)以降 |
| (8) 契約締結予定日 | 契約候補者決定後、札幌市の指定する日 |

9 事業に関する質問受付及び回答

(1) 質問

本事業の企画提案に関する質問については「質問書」（企画提案様式1）にて行うこと。質問内容は簡潔に記載すること。

ア 受付期間

令和5年4月24日（月）から令和5年4月27日（木）12時まで

イ 提出先

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部雇用労働課
（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側）

ウ 提出方法

電子メールで、質問書を受け付ける（電話や窓口での質問は受け付けない）。その際、件名は「シニアワーキングさっぽろ 2023 開催業務に係る質問書」とすること。

・電子メールアドレス：koyou@city.sapporo.jp

(2) 回答

質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することとし、それ以外の質問については質問者に対する回答に加えて、取りまとめのうえ、札幌市ホームページ上に公表する。

なお、受付期間内に到着しなかった質問書については原則として回答しない。

10 企画提案参加意思確認書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は下記のとおり、企画提案参加意思確認書（企画提案様式2）を提出すること。提出期限までに企画提案参加意思確認書を提出しない場合は、本事業に係る企画提案への参加は認めない。

(1) 提出期限

令和5年5月1日（月）17時15分まで（必着）

(2) 提出方法

以下のいずれかにより提出すること。

ア 直接持参（受付時間：平日8時45分～17時15分）※要押印

イ 電子メール送信（登録済の事業者に限る）

見積依頼用メールアドレスから、下記（3）に記載の電子メールアドレス宛に必要な事項を入力したファイルを送信すること。この場合、押印は不要とする。

(3) 提出先

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部雇用労働課
（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側）

・電子メールアドレス：koyou@city.sapporo.jp

11 企画提案書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は下記のとおり、企画提案書を提出すること。提出期限までに下記（5）に記載する必要書類を提出しない場合は、参加意思を取り下げたものとみなす。

(1) 提案内容

「シニアワーキングさっぽろ 2023 開催業務」企画提案仕様書のとおり。

- (2) 提出方法
直接持参すること（受付時間：平日 8 時 45 分～17 時 15 分）。
- (3) 提出期限
令和 5 年 5 月 9 日（火）17 時 15 分まで（必着）
- (4) 提出先
札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部雇用労働課
（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 15 階北側）
- (5) 提出書類及び部数（いずれも押印不要）
ア 「企画提案提出書」（様式 3） 1 部
イ 企画提案書 12 部
（ア） A 4 判、片面印刷、20 ページ以内とすること（企画提案提出書、表紙、目次は除く）。
（イ） 表紙及び目次を除き、企画提案書下部にページ数を入れること。
（ウ） 企画提案書の表紙には、提案事業者の名称、事業所の所在地、代表者の氏名、本提案責任者の氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
（エ） 提案書と別に資料を提出することは認めない。
- (6) 提出後の変更
提出された企画提案書等は、提出後の差換え、変更及び取消は認めない。また、返却には応じない。
- (7) 無効の取扱い
提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合には、無効とする。
ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明な場合
イ 本募集要領及び企画提案仕様書に従って作成されていない場合
ウ 下記 13 に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
エ 同一の企業等が 2 つ以上の企画提案書等を提出した場合
オ 企画提案方式による公正な企画提案を妨げた場合
カ 次に該当する場合
民法(明治 29 年法律第 89 号)第 90 条(公序良俗違反)、第 93 条(心裡留保)、第 94 条(虚偽表示)または第 95 条(錯誤)に該当する提案
- (8) その他
ア 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（企画提案様式 4）を提出すること。また、企画提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「取下願」を提出すること。
イ 企画提案書の再提出は認めない。
ウ 「取下願」の提出があった場合も、すでに提出した企画提案書は返却しない。

12 書類審査の実施

本事業に企画提案しようとする事業者が5者以上の場合は、「シニアワーキングさっぽろ 2023 開催業務企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、下記のとおり企画提案書の書類審査を行い、上位4者の企画提案を選定し、企画提案書提出事業者に通知するものとする。

ただし、審査の結果、4者に満たない場合もある。

(1) 書類審査実施日

令和5年5月12日(金)※予定

(2) 書類審査内容

- ア 企画提案仕様書との適合性
- イ 事業の趣旨、目的との適合性及び特色、工夫
- ウ 事業ニーズの高さ
- エ 事業の実現性、効果

(3) 企画提案提出事業者への通知

書類審査を実施する場合に限り、5月11日(木)までにその旨を電子メールにて通知する。審査結果については5月17日(水)までに電話にて通知し、追って文書で通知する。

13 企画提案書のプレゼンテーションの実施

企画提案書を期日までに提出した事業者は、本市の指定する日時に、実施委員会に対し企画提案書の内容についてのプレゼンテーションを実施すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言が発令された場合等、対面でのプレゼンテーションが実施困難な場合には開催方法の変更を行う場合がある。

(1) プレゼンテーション実施日（予定）

令和5年5月26日(金)（開始時間については、別途連絡する。）

(2) 実施場所

札幌市役所 12階 第5号会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）

(3) 実施方法

- ア 出席者は1事業者あたり3名以内とする。
- イ 持ち時間は35分間（説明15分間、質疑20分間）程度とし、札幌市の指示した時刻から、順次個別に行う。
- ウ プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は無効とする。
- エ 事前に提出した企画提案書に基づいて提案すること。当日の資料追加及びプロジェクター・パソコンの使用は認めないものとする。

14 企画提案審査の実施及び審査基準

- (1) 実施委員会は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの実施後、直ちに別に定める審査要領に基づいて審査を行い、最も高い評価を受けた1事業者を契約候補者に選定する。

- (2) 審査は、提出された企画提案書による審査を基本とするが、提案受付後、提案内容について説明を求められることがある。
- (3) 審査に当たっては、企画提案項目に応じた配点と、企画提案全体に対する配点を行う。評価に当たり、一部項目において重点加算方式を行う。
- ア 審査に当たっては、次の事項を評価する（合計 100 点）。
- (ア) 事業の妥当性について
- 事業の趣旨・目的に適合しているか。セミナー・体験付き仕事説明会の参加企業数の目標、来場者数の目標は適切か。セミナー・体験付き仕事説明会の内容は適切か。スケジュールは適切かなどについて、総合的に採点する。
- (イ) 事業実施の実現性
- 実現可能な事業内容か。参加者を集める広報内容、広報スケジュールとなっているか。セミナー・体験付き仕事説明会を実施するための環境(ハード、ソフト面)が整っているか。運営体制が整っているかなどについて、総合的に採点する。
- (ウ) 事業の効果について
- 事業の実施効果は高いか。本市及びさっぽろ連携中枢都市圏内に事業所を有する企業等に所属する人事・採用担当者及び管理者、概ね 60 歳以上の求職者の積極的な参加が期待できる内容であるか。目標達成のために効果的な取り組みが期待できる内容となっているか、本事業の目的である企業の高齢者採用につながる内容となっているかなどについて、総合的に採点する。
- イ 企画提案内容の効果が同程度の水準であるものと評価される場合は、事業者の事業実績を評価する。それでもなお同点の場合は、当該企画提案者を対象として、くじ引きにより選定する。
- (4) 審査に当たっては、審査票の点数の 6 割を最低基準点と定め、総得点が最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

15 選定結果の通知等

選定した事業者については決定通知を、落選した事業者には落選通知を送付する。

(1) 通知日（予定）

令和 5 年 5 月 29 日（月）以降

(2) 対象業務の委託

ア 原則として、実施委員会で選定された契約候補者へ業務を委託する。

イ 札幌市は、選定した契約候補者と別途指名見積合せを実施し、契約金額を確定した後、契約を締結する。

ウ 選定した契約候補者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選定する。ただし、次点の評価を受けた事業者が最低基準点に満たない場合は選定しない。

(3) 選定結果についての疑義の申立て

ア 企画提案者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以

- 内に自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。ただし、持参により提出するものとし、郵送や電子メール等によるものは受け付けない。
- イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して5日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、書面により回答する。
- ウ 疑義の申立ての提出先及び受付時間は上記11に記載の提出先等と同じとする。

16 選定後の手続き等

- (1) 原則として、委員会で選定された事業者へ当該業務を委託する。
- (2) 札幌市は、選定した事業者と別途指名見積合せを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結する。
- (3) 選定した事業者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた企業等を選択する。ただし、次点の評価を受けた企業等が基準点に満たない場合は選定しない。

17 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

18 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 札幌市と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、詳細は協議のうえ決定する。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更する場合がある。
- (3) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画競争方式による企画提案の実施を延期又は取りやめることがある。
- (4) 提出書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。